

(一関市骨寺村荘園交流施設条例の一部改正)

改正前					改正後				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
名称	利用区分	単位	使用料		名称	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料				基本使用料	冷暖房料
骨寺村荘園 交流館	研修室1	1時間	200円	実費を基準と	骨寺村荘園 交流館	研修室1	1時間	200円	<u>40円</u>
	研修室2	1時間	200円	して別に定め る。		研修室2	1時間	200円	<u>40円</u>
骨寺村荘園 休憩所	休憩室1	1時間	<u>200円</u>	実費を基準と	骨寺村荘園 休憩所	休憩室1	1時間	<u>100円</u>	<u>20円</u>
	休憩室2	1時間	<u>200円</u>	して別に定め		休憩室2	1時間	<u>100円</u>	<u>20円</u>
	休憩室3	1時間	<u>200円</u>	る。		休憩室3	1時間	<u>100円</u>	<u>20円</u>
	シャワー 室	1人1 回	100円	—		シャワー 室	1人1 回	100円	—
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									